



2018年12月28日

財政部、越境EC小売輸入に対する新税收政策を公布

財政部・税関総署・国家税務総局は2018年11月29日付で、「クロスボーダー電子商取引小売輸入税收政策の完備に関する通知」(財関税[2018]49号、以下「本通知」)を公布しました。本通知は、2019年1月1日より施行されます。

本通知は、「クロスボーダー電子商取引小売輸入税收政策に関する通知」(財関税[2016]18号)で規定されていた越境EC優遇措置の対象金額について、取引限度額を一回あたり2,000元から5,000元へ、年度限度額を20,000元から26,000元へ引き上げました。

■ 本通知の概要

	内容
対象商品	<ul style="list-style-type: none"> ■ «クロスボーダー電子商取引小売輸入商品リスト»内の商品* ■ 税関とネットワーク接続しているECプラットフォームでの取引：取引・支払・物流の電子情報「三単」の照合が可能な商品 ■ 税関とネットワーク接続しているECプラットフォームを経由しない取引：速配・郵政企業が、取引・支払・物流等の電子情報を統一して税関に提供し、また相応の法的責任を負うことを承諾して入国させる商品
課税価格	<ul style="list-style-type: none"> ■ 実際取引価格(貨物小売価格・配送費・保険費を含む)
税徴収基準	<ul style="list-style-type: none"> ■ 関税税率：0% ■ 増値税および消費税：法定納税額×70%
取引限度額	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1回あたりの取引限度額：2,000元→5,000元 ■ 年度取引限度額：20,000元→26,000元 ■ 上述の取引限度額を超過する場合は、一般貿易方式に基づき全額課税
納税義務者	<ul style="list-style-type: none"> ■ 越境EC小売輸入商品を購入する個人
代理徴収・代理納付義務者	<ul style="list-style-type: none"> ■ 電子商取引企業・電子商取引プラットフォーム企業・物流企業

※ 2018年11月20日付で、財政部は«クロスボーダー電子商取引小売輸入商品リスト(2018年版)»を発表しました。2018年版は、2016年版から63項目の商品が追加され、計1,321項目となりました。具体的な内容は、以下のウェブサイトをご参照ください。

http://gss.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201811/t20181129_3079063.html

SMBC (CHINA) NEWS



SMBC
SUMITOMO MITSUI
BANKING CORPORATION
(CHINA) LIMITED

〔参考〕越境EC輸入の優遇措置の延長

本優遇措置は、ネット購入商品が保税區に入る際の申告書検査や、化粧品・乳幼児用粉ミルク・健康食品などを初回輸入する際の輸入許可提出を一時的に免除するもので、2018年12月末までが期限とされてきました。2018年11月21日、国务院常务会议は、2019年1月1日以降も本優遇措置を継続することを決定しました。なお、今般の政策延長に対する期限は具体的に設定されていません。

また、本優遇措置の対象となる越境EC都市について、商務部は、2018年11月28日付で、《クロスボーダー電子商取引小売輸入監督管理関連業務の完備に関する通知》（商財発[2018]486号）を共同で公布し、越境EC総合試験區の新設が許可された22都市を追加することを明確化しました。

＜優遇措置の概要＞

越境EC試行都市 （保税區モデル）	ネット購入保税商品が保税區に入る際、検査検疫機構が発行する通関申告書の検査を暫時免除 化粧品・乳幼児用粉ミルク・医療器械・特殊食品（健康食品・特殊医学用途配合食品など）に対する初回輸入許可・登録/備案要求を暫時免除
全地域（直送モデル）	化粧品・乳幼児用粉ミルク・医療器械・特殊食品（健康食品・特殊医学用途配合食品など）に対する初回輸入許可・登録/備案要求を暫時免除

＜越境EC都市＞

従来の対象地域 （計15都市）	天津・上海・杭州・寧波・鄭州・広州・深セン・重慶・福州・平潭・合肥・成都・大連・青島・蘇州
2019年1月1日以降の追加地域（計22都市）	北京・唐山・フフホト・瀋陽・長春・ハルビン・南京・無錫・義烏・廈門・南昌・威海・武漢・長沙・珠海・東莞・南寧・海口・貴陽・昆明・西安・蘭州

以上

SMBC (CHINA) NEWS

SMBC
SUMITOMO MITSUI
BANKING CORPORATION
(CHINA) LIMITED

当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談くださるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

ご照会先

本店：上海市浦東新区世紀大道 100 号上海環球金融中心 11 階/電話：86-(21)-3860-9000・FAX：86-(21)-3860-9999
 上海浦西出張所：上海市長寧区興義路 8 号 上海万都中心 12 階 1、12、13 号/電話：86-(21)-2219-8000・FAX：86-(21)-2219-8199
 上海自貿試験区出張所：上海市浦東新区世紀大道 100 号上海環球金融中心 15 階 15T21 室/電話：86-(21)-2067-0200・FAX：86-(21)-3860-9999
 瀋陽支店：瀋陽市瀋河区青年大街 1 号 市府恒隆広場 16 階 1606 室/電話：86-(24)-3128-7000・FAX：86-(24)-3128-7781
 北京支店：北京市朝陽区光華路 1 号 北京嘉里中心北楼 16 階 1601 号室/電話：86-(10)-5920-4500・FAX：86-(10)-5915-1080
 天津支店：天津市和平区南京路 189 号 津匯広場 2 座 12 階 /電話：86-(22)-2330-6677・FAX：86-(22)-2319-2111
 天津濱海出張所：天津市天津經濟技術開發区広場東路 20 号 濱海金融街東区 E2B8 層/電話：86-(22)-6622-6677・FAX：86-(22)-6628-1333
 蘇州支店：蘇州市高新区獅山路 28 号 蘇州高新國際商務広場 12 階/電話：86-(512)-6606-6500・FAX：86-(512)-6606-8500
 蘇州工業園区出張所：江蘇省蘇州工業園区蘇州大道西 2 号 國際大廈 16 楼/電話：86-(512)-6288-5018・FAX：86-(512)-6288-5028
 常熟出張所：常熟市東南開發区東南大道 333 号 科創大廈 8 楼/電話：86-(512)-5235-5553・FAX：86-(512)-5235-5552
 昆山出張所：江蘇省昆山市前進東路 399 号 台協國際商務広場 2001-2005 室/電話：86-(512)-3687-0588・FAX：86-(512)-6606-8500
 杭州支店：杭州市下城区延安路 385 号 杭州嘉里中心 2 幢 5 階/電話：86-(571)-2889-1111・FAX：86-(571)-2889-6699
 広州支店：広州市天河区華夏路 8 号 國際金融広場 12 階/電話：86-(20)3819-1888・FAX：86-(20)3810-2028
 深圳支店：深圳市福田区中心四路 1 号 嘉里建設広場二座 23 層/電話：86-(755)-2383-0980・FAX：86-(755)-2383-0707
 重慶支店：重慶市南岸区南濱路 22 号 重慶長江國際 1 棟第 34 階 02 号/電話：86-(23)-8812-5300・FAX：86-(23)-8812-5301
 大連支店：大連市西崗区中山路 147 号 森茂大廈 4 楼-A 室 /電話：86-(411)-3905-8500・FAX 番号：86-(411)-3905-8599